

## 医療安全心理・行動学会による学会認定の「医療安全心理・行動トレーナー」資格制度について (Ver1)

(概要) 下記の全科目を受講し、当該認定試験に合格した医療安全心理・行動学会の会員へ認定証を交付する。  
本制度は2022年5月より実施する。

(目的) 医療安全にかかわる心理・行動の安全に特化した高度な資格制度によって高度医療安全心理・行動推進者を育成し、医療安全文化をより高度にする。

(対象者) 医療従事者、心理士、行動研究者、コミュニケーション研究者、組織行動研究者、社会学研究者、法曹界などで、かつ医療安全心理・行動学会の会員。

### (受講科目)

(科目名)	(授業形式)	(実施日数)	認定試験の有無	備考
医療安全概論	講義	2日間	無	
医療安全倫理・モラル研修会	講義	1日間	無	
臨床安全コミュニケーター(基礎編)	講義/実習	連続する2日間	有	
臨床安全コミュニケーター(クライシス編)	講義/実習	連続する2日間	有	
チーム医療研修会	講義/実習	連続する2日間	有	
相談・コーチング・コンサルテーション研修会	講義/実習	連続する2日間	有	
医療安全経営管理学	講義	1日間	無	

・全科目を国際医療リスクマネジメント学会が主催し、医療安全心理・行動学会は後援団体。

### (学会認定「医療安全心理・行動トレーナー」資格の取得要件)

- ・資格申請者は医療安全心理・行動学会の会員であること。
- ・「学会認定の医療安全心理・行動トレーナー」資格制度の全科目を3年以内に取得すること。
- ・「学会認定の医療安全心理・行動トレーナー」資格を希望する者は、すべての認定合格証をそろえて医療安全心理・行動学会へ申請する。
- ・認定試験を行わない科目では、その受講終了証を以て認定合格書証の代わりとする。
- ・本資格申請時に申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

### (学会認定「医療安全心理・行動トレーナー高度医薬品安全推進者」資格の再認定の取得要件)

- ・資格認定の有効期間は資格取得後の5年間とする。
- ・再認定を希望する場合は、過去5年間にわたる医療安全心理・行動学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定の際には新たな科目を追加する場合がある。
- ・再認定時には申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(学会認定「医療安全心理・行動トレーナー」資格の申請方法)

A) 申請に必要な資料書類(原本の場合はその写し)を用意する。

B) 申請費を下記口座へ振り込む。

銀行支店名: 三菱UFJ銀行 本郷支店

イッパンシャダンホウジン イリョウアンゼンスイシンキコウ

口座名義: 一般社団法人 医療安全推進機構

口座番号: 普通 0328852

C) A)の資料と B)の振込控えを以下へ郵送する。

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12-102

一般社団法人 医療安全推進機構内

医療安全学心理・行動学会

以上